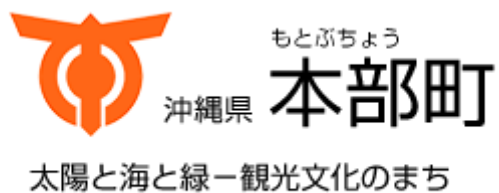


本部町宿泊税に関する FAQ



目次

1 宿泊税に関する事	P1
2 課税対象に関する事	P2
3 宿泊料金、宿泊税の算出に関する事	P4
4 課税免除に関する事	P8
5 特別徴収に関する事	P9
6 申告納入に関する事	P11
7 お問い合わせ先	P13

1 宿泊税に関すること

(1) 宿泊税とは何か

宿泊税は、地域の観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、本部町が独自に課税する地方税(法定外目的税)です。町内のホテルや簡易宿所または住宅宿泊事業(民泊等)を行う住宅等の宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に課税されます。

(2) 本部町での宿泊税の目的

本部町は、沖縄県を代表する観光施設「海洋博公園・沖縄美ら海水族館」や国際旅客拠点形成港湾となる本部港を有し、また7月に開業した JUNGLIA OKINAWA が隣接する観光地です。今後も観光客の増加が見込める状況にありますため、それらを見据え、国内外の人々から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目指し、宿泊税の独自導入を行います。

(3) 宿泊税条例の施行時期はいつですか。

令和9年2月1日を予定しております。

(4) 条例の施行前から予約していたものについても、宿泊税は課税されますか。

施行日より前に予約を行っていた場合でも、宿泊日が施行日以降であれば、宿泊税が課税されます。

(5) 宿泊税の税額はいくらですか。

町内の宿泊施設に宿泊した際、1人1泊あたりの宿泊料金(素泊まり料金)に2%(町:1.2% 県:0.8%)が課税されます。(※税額 2,000 円が上限となります)

(6) 財源はどのように活用されるのか

使途事業の方向性は以下の通りとなります。

【1】 もどぶの魅力を満喫できるニューツーリズムの推進	<ul style="list-style-type: none"> 本部海洋まつり企画運営事業 本部八重岳まつり企画運営事業
【2】美しい景観や恵まれた自然資源を活かした観光拠点の磨き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 花いっぱい運動推進事業 もどぶ観光地クリーンアップ設置事業 もどぶオアシス整備事業 マリトレジャー振興事業
【3】観光振興と環境の保全を両立させる持続可能な観光地形成	<ul style="list-style-type: none"> 観光地保全事業
【4】もどぶ固有の地域資源を活かしたプロモーションの推進	<ul style="list-style-type: none"> 伝統興行観光化事業 メイドイン・もどぶ産品成長産業化推進事業
【5】観光情報の発信・広域活動の積極的展開	<ul style="list-style-type: none"> 地域魅力化事業
【6】安全かつ安心な観光地づくり	<ul style="list-style-type: none"> 観光防災事業 インフラ強化事業 観光危機管理に係る基金積み立て
【7】町民・民間との協働による魅力的な観光地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 町まるごとテーマパーク強化事業 観光危機管理事業 オーバーツーリズム対策事業
【8】地域のガイド・リーダー等の観光人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> もどぶマイクロツーリズム推進事業
【9】観光客目線での交通・観光案内の提供	<ul style="list-style-type: none"> 観光誘客周遊バス実証事業
【10】その他	<ul style="list-style-type: none"> 特別徴収義務者報奨金 事務費

2 課税対象に関すること

(1) 宿泊行為の定義を教えてください。

宿泊とは、一般的には寝具を利用して夕方から翌朝まで就寝を伴い、宿泊施設を利用する行為をいいますが、宿泊税においては、原則として以下の基準に基づいて課税対象となる宿泊かどうかを判断します。

ア その利用行為が契約上宿泊としての取扱いであるもの

(特区民泊における賃貸借契約及びこれに付随する契約等の場合も含む)

イ ア以外の場合で、その利用行為が日をまたぐ6時間以上の利用であるもの

※本来の許可、届出を得ていない施設であっても、旅館業法での宿泊の定義に該当する場合は課税対象となります(以下の4項目をすべて満たすものです)。

- ・宿泊料を徴収している(名称は問わない)
- ・社会性がある(不特定の者を宿泊させる場合、広告等により広く一般に募集を行っている場合など)
- ・反復継続性がある(宿泊募集を 継続的に行っている場合など)
- ・生活の本拠ではない(使用期間が一カ月未満の場合、使用期限が一カ月以上であっても部屋の清掃や寝具類の提供等を施設提供者が行う場合など)

(2) 幼児や子どもにも課税されるのか

幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、例えば、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。

(3) 宿泊料金が発生しない場合でも宿泊税はかかるのか

宿泊料金が発生しない場合は、宿泊税はかかりません。

ただし、宿泊事業者以外の第三者(宿泊予約サイトのポイント付与、補助金・助成金)からの支払いによる割引により宿泊料金が無料になる場合は、割引前の金額が宿泊料金となるため宿泊税がかかります。

(4) 宿泊税込みで事前決済したお客様がキャンセルした場合、宿泊税額分の返金はどうなるのか。

宿泊税は宿泊行為に課税されるものとなります。したがって、キャンセルの場合は宿泊行為がないため返金いただく必要があります。

「宿泊料金」をキャンセル料等の「違約金」として取り扱う場合は課税対象外となります。

(5) ホテル内のプールやレストランなどの施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりますか。

ホテル内の施設のみを利用する場合は宿泊税の課税対象となりません。

(6) 客室を日帰りで利用する場合は課税対象ですか。(いわゆるデユースの場合)

日をまたぐ利用ではないため課税対象ではありません。ただし、宿泊施設がその利用料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は課税対象となります。

(7)日をまたがない6時間以上の利用は宿泊になりませんか。たとえば午前1時から午前8時までの利用は、宿泊税は課税されませんか。(宿泊予定者の到着が遅れ、チェックインが翌日未明となった場合等) その契約を宿泊契約として取り扱う場合は、課税対象となります。

(8)ウィークリーマンションの場合は課税されるのか

ウィークリーマンションと称される短期賃貸借住宅については、賃貸借契約による利用で、旅館業法による宿泊にあたらぬ場合は、課税対象となりません。ただし、旅館業法に該当する宿泊の場合には、課税対象となります。宿泊料金は契約期間における宿泊料金を契約期間の宿泊数で除した額とします。

(9)自社スタッフが業務上、研修施設に宿泊する場合は、課税対象となるのか

研修施設の場合、宿泊の対価として費用を徴収していない場合は課税されませんが、宿泊料金を徴収し、社会性があるなど、旅館業法に該当し、許可を受けた施設であれば、宿泊税の対象となります。

(10)米軍属(ミリタリー)の宿泊はどうなるのか

原則として、宿泊期間にかかわらず「米軍属であること」を理由として課税対象外となることはありません。

3 宿泊料金、宿泊税の算出・徴収に関すること

(1) 宿泊料金の定義を教えてください。

宿泊料金は、宿泊の対価として支払うべき金額のことで、宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額が宿泊料金(いわゆる素泊まり料金)となります。

宿泊料金には、宿泊者の意思にかかわらず請求される清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代その他これらに係るサービス料、奉仕料等が含まれます。

(2) 宿泊税はどのように算出するのか

食事代、消費税、入湯税などを除く宿泊料金に税率 2.0% を乗じた金額です。

※上記は町宿泊税 1.2% と県宿泊税 0.8% の合計税率の数値となり、その内訳は県2:町3となります。

※宿泊料金に含まれるもの…素泊まり料金とそれに係るサービス料

※宿泊料金に含まれないもの…消費税や入湯税、宿泊以外のサービスに相当する料金
(食事代、会議室利用代等)

(3) 宿泊料金の対象はどこまでか

< 宿泊料金に含まれるもの >

清掃代、寝具使用料、入浴代、寝衣代、サービス料、奉仕料、宿泊補助金や宿泊助成金など、宿泊者以外の者がその宿泊に関して支払う額 等

< 宿泊料金に含まれないもの >

食事代、遊興費、会議室の利用、休憩およびこれに類する利用行為に係る料金
消費税、地方消費税、入湯税等の税
自動車代、煙草代、電話代、土産代、クリーニング代等の立替金
宿泊者が任意で支払った心付け、チップ、祝儀等の金額

< 宿泊料金の例 >

例1 宿泊施設による宿泊料金の割引・優待等があった場合

⇒ 宿泊施設が宿泊者に対して割引、株主優待等により料金の一定の割合又は金額を値引きして請求する場合は、値引き後の宿泊者が支払うべき金額を宿泊料金とします。宿泊施設独自のポイント制度等に基づくポイント等の利用による値引きについても同様の取扱いとします。
ただし、旅行会社やカード会社が旅行者にポイントを付与して、これにより値引きを行う場合は値引き前の金額を宿泊料金とします。

例2 補助金・助成金等(第三者からの支払)があった場合

⇒ 補助金・助成金等の宿泊料金以外の名目で宿泊施設に対し第三者からの支払いがある場合(自治体の実施する旅行支援など)で、直接に宿泊者の宿泊料金の全部又は一部として取り扱われる場合は、宿泊者の支払うべき金額と当該補助金等の金額を合算した額を宿泊料金とします。
補助金・助成金等が宿泊の対価として支払われるものでない場合は、宿泊料金に含みません。

例3 各種宿泊プランの取扱い

⇒ 宿泊に付随して提供される食事、宴会等の料金(以下「食事料金等」といいます。)が宿泊料金に含まれている場合は、食事料金等に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。朝食無料サービス等、宿泊以外の利用行為を無料で提供する場合は、食事料金等に相当する金額がないものとして、その料金全額を宿泊料金とします。

例4 食事料金を設定していない場合の宿泊料金はどうなりますか。

⇒ 宿泊料金と食事料金が一体となった料金設定で、分離が難しい場合は、事業者が把握している料金内訳や実情を踏まえ、支払額の一定割合を食事料金(相当額)とするなどして算出してください。

例5 企画旅行の取扱い

⇒ 予め又は旅行者からの依頼により旅行計画を作成する企画旅行については、旅行業者と宿泊施設との契約により定められている1人当たりの料金を宿泊料金とします。

例6 手配旅行の取扱い

⇒ 手配旅行については、手配により旅行者と宿泊施設が契約した1人当たりの宿泊料金としますが、旅行業者が受けるべき取扱手数料をその宿泊料金から控除している場合は、これを控除する前の金額を宿泊料金とします。

例7 連泊割引があった場合

⇒ 連続して宿泊(以下「連泊」といいます。)をしたことにより連泊割引が適用された場合で、宿泊日ごとに割引率が明確なときは、通常の宿泊料金に対し宿泊日ごとに割引計算をした金額を宿泊料金とします。

連泊期間を一括して割引を行った場合は、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」から「割引の金額を宿泊数で按分した料金」を差し引いた金額を宿泊料金とします。

例8 時間延長があった場合

⇒ ア 宿泊契約の場合

宿泊の前後に時間を延長して客室を利用した場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みません。ただし、宿泊施設がその延長に係る料金を契約上宿泊料金として取り扱う場合は、その料金を宿泊料金に含みます。

イ 休憩その他これに類する利用に係る契約の場合

休憩その他これに類する利用に係る契約において、時間を延長して客室を利用したことにより課税対象となった場合は、その延長に係る料金を宿泊料金に含みます。

例9 税込み宿泊料金の取扱い

⇒ 消費税及び地方消費税を内税方式としている場合又は宿泊料金の総額に他の税に相当する金額を含んでいる場合は、宿泊料金の総額からそれらの税に相当する金額を控除した金額を宿泊料金とします。

例10 外貨建て取引による場合

⇒外貨建て取引による場合は、原則として、宿泊施設がその取引を計上すべき日の直物為替相場の電信売買相場の仲値(TTM)の為替相場による円換算額により算定した金額を宿泊料金とします。

※ 具体的な取扱いについては、「外貨建取引に係る会計処理等」(法人税基本通達)に準じます。

例11 1人当たりの料金が不明な場合

⇒ 1室を単位として料金が設定されているなど1人当たりの宿泊料金が不明な場合は、1室1泊当たりの宿泊料金の総額を宿泊人数で除した額を1人当たりの宿泊料金とします。(下例ア・イ)

<留意点>

- ・エキストラベッド等の有料の寝具の追加がある場合で、追加料金が特定の宿泊者に帰属しないときは、その追加料金を宿泊料金の総額に加算します。(下例ウ)
- ・幼児・子どもの宿泊についても、宿泊料金を徴収されているのであれば課税対象となりますが、寝具の追加のない無料の添い寝利用などにより、宿泊料金が発生しない場合は課税対象となりません。(下例エ)
- ・宿泊料金の総額に幼児料金、子ども料金、ベビーベッド代その他の特定の宿泊者に帰属することが明らかな料金が含まれる場合は、その金額を当該宿泊者の宿泊料金として別に取り扱い宿泊料金の総額及び宿泊者の総数から除外します。(下例オ)

例)1室税抜き15,000円(ツインルーム)の場合

宿泊例	宿泊料金/人	宿泊税 (課税標準額×2%×課税対象人数)
ア 1人で宿泊(いわゆるシングルユース)	15,000円÷1人=15,000円	15,000円×2%×1人=300円
イ 2人で宿泊	15,000円÷2人=7,500円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人=280円
ウ 3人で宿泊(エキストラベッド7,000円を追加)	(15,000円+7,000円)÷3人=7,333円	7,000円(千円未満切捨)×2%×3人=420円
エ 大人2人、子ども1人(添い寝無料、寝具の追加なし)で宿泊 ※宿泊料金がかからない子ども1人は課税対象外	15,000円÷2人=7,500円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人=280円
オ 大人2人、乳児1人(ベビーベッド3,000円を追加)で宿泊 ※乳児1人分は別に取り扱う	15,000円÷2人=7,500円 3,000円÷1人=3,000円	7,000円(千円未満切捨)×2%×2人=280円 3,000円×2%×1人=60円 280円+60円=340円

例12 清掃料金を強制的に徴収している場合

- ⇒ 宿泊料金とは別に清掃料金を宿泊者から徴収する場合は、その清掃料金を加算した金額を宿泊料金とします。なお、連泊のときは、「宿泊日ごとの通常の宿泊料金」に「その清掃料金を宿泊数で按分した料金」を加算して1泊当たりの宿泊料金を算出します。

4 課税免除に関すること

(1) 宿泊税の課税免除

教育活動等に伴う宿泊は課税免除の対象となります。

学校が行う教育活動で宿泊を伴う者 [第1号で規定するもの]		学校以外の団体が行う教育的意義を持つ活動で宿泊を伴う者 [第2号で規定するもの]
授業	高等学校（中等教育学校の後期を含む。）の通信制課程の面接指導（スクリーニング）	地域クラブ等の活動 <u><主催団体の具体例></u> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体 公益財団法人日本スポーツ協会（J S P O）又はJ S P Oに直接又は間接に加入している団体 中体連 公益法人等 <small>※公益法人等：公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人に限る。）、一般財団法人（非営利型法人に限る。）、N P O法人</small>
学校行事（特別活動）	修学旅行、林間学校、臨海学校 その他、これらに相当する学校行事（リーダー研修や自然教室等を想定）	
課外活動	部活動（野球部、吹奏楽部等の活動） 部活動以外による学校代表としての大会参加（弁論大会、簿記大会等）	

① 学校の教育活動に伴う宿泊

〈課税免除対象者の例〉

- ・生徒等の引率を行う学校関係者である教員や部活動指導員
- ・心身の障害等により介助を必要とする生徒等の介助をする看護師や保護者
- ・部員、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー

〈課税免除対象外の例〉

- ・旅行業者の添乗員、カメラマン
- ・応援のための保護者、審判など

② スポーツ大会・文化大会への参加に伴う宿泊

〈課税免除対象者の例〉

- ・クラブチーム等の選手の引率を行う指導員
- ・心身の障害等により介助を必要とする選手等の介助をする看護師や保護者
- ・クラブチーム等選手、監督、コーチ、マネージャー、スコアラー

〈課税免除対象外の例〉

- ・旅行業者の添乗員、カメラマン
- ・応援のための保護者、審判など

※具体的な手続きについては、「本部町宿泊税徴収の手引き」をご確認ください。

5 特別徴収に関すること

(1) 特別徴収義務者の登録について

宿泊事業者は、宿泊施設の経営の開始、変更、廃止等の際には、宿泊施設ごとに次の手続きが必要となります。これは、本部町が宿泊税に係る事務の執行に当たり、特別徴収義務者及び宿泊施設の状況を把握しておく必要があることから、宿泊事業者に提出していただくものです。

① 登録の申請

新たに宿泊施設の経営を開始するため旅館業の許可を受けた場合又は住宅宿泊事業の届出をした場合は、経営を開始しようとする日の5日前までに特別徴収義務者としての登録の申請を行ってください。

なお、特別徴収義務者としての登録がない場合でも、宿泊事業者は宿泊税の申告納入を行う必要があります。

【申請時の提出書類】

ア 宿泊税特別徴収義務者登録申請書

イ 添付書類

- ・旅館業に係る営業許可証又は住宅宿泊事業に係る届出番号及び所在地を確認できる書類の写し
- ・(法人の場合)登記事項証明書
- ・(個人の場合)本人確認証明の提示(郵送の場合は写し)

② 特別徴収義務者証票の交付

特別徴収義務者としての登録後に、「本部町宿泊税特別徴収義務者証」(以下「証票」という。)が交付されます。この証票は、宿泊者の見やすい場所に掲示する必要があります。

※具体的な手続きについては、「本部町宿泊税徴収の手引き」をご確認ください。

(2) 特別徴収義務者となるのはどのような人ですか。

旅館業の許可を受け、旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業を営む方、住宅宿泊事業の届出をして住宅宿泊事業を営む方が特別徴収義務者になります。

(3) 特別徴収義務者として行わなければならないことには、どのようなものがありますか。

宿泊者から宿泊税を徴収し町に申告納入していただくほか、各種申請や帳簿・書類の記載、保存を行っていただく必要があります。

(4) 保存すべき帳簿や書類はどういったものですか。

宿泊税では、納入申告書と宿泊税月計表の内容が確認できるように、特別徴収義務者の方が帳簿へ記載すべき事項作成すべき書類等について、次のとおり定めています。

・帳簿(5年間保存)

宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの(例 総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金元帳、売上帳、仕入帳、予約台帳、クーポン取扱帳など)

・書類(5年間保存)

宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊料金、宿泊者数、宿泊税額が記載

されているもの

(例:契約書、予約表、宿泊カード、予約カード、会計票、領収証、利用明細書、請求書など)

なお、帳簿、書類の保存義務等違反については、罰則(1年以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金)が設けられておりますので、ご注意ください。

(5)特別徴収義務者登録申請書は、事業者単位で提出するのか、それとも施設単位で提出するのでしょうか。

特別徴収義務者の登録申請は、宿泊施設ごと(旅館業の許可・住宅宿泊事業の届出の施設ごと)に行っていただきます。

(6)旅行会社や宿泊予約サイトなどを通じた予約の場合、宿泊税はどのように徴収すればよいですか。

旅行会社等と宿泊施設の取り決めによって徴収しやすい方法を定めていただいて差し支えありません。

(7)領収書への宿泊税の表記は必ず行う必要があるのですか。

領収書等に宿泊税の名称とその額を表示するようお願いいたします。

なお、宿泊税の名称とその額が明確に表示されていない場合は、宿泊税額分も消費税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。消費税の詳しい取扱いは税務署までお問い合わせください。

日本語表記は「宿泊税」、英語表記は「Accommodation Tax 」です。

また、宿泊税の名称とその額は手書きしていただいても結構です。

(8)事前に宿泊料金を決済される場合、それと同じタイミングで宿泊税を徴収するというのは可能でしょうか。必ず現地で徴収する必要があるのでしょうか。

事前決済時でも、当日現地でお支払いいただいても、宿泊施設の都合の良い方法を選択いただいても差し支えありません。

6 申告納入に関すること

(1) 申告納入期限

特別徴収義務者は、各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則翌月の末日までに、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を添付のうえ、本部町住民課に提出し、併せてその税額を「宿泊税納入書」により納入してください。

なお、期限後に申告納入をされた場合、本来の税額のほか、加算金や延滞金が増加される場合があります。

※月末が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日が申告納入期限になります。

※12月の申告納入期限は翌年1月4日(この日が土曜日、日曜日又は祝日に当たるときは、次の平日)です。

(2) 申告納入は毎月行わなければなりませんか。

原則毎月としていますが、一定の要件を満たす場合、申請により、3か月ごとに申告納入できる特例を設けています。

(3) 申告納入期限の特例

特別徴収義務者の申告納入手続の負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合は、申請し、指定を受けることにより、申告納入期限の特例を受けることができます。

この特例を受けると、次表のとおり、3か月分をまとめた年4回の申告納入期限となります。

なお、申告納入期限の特例を受けた施設の経営を休止・廃止した場合は、その休止・廃止した日までに徴収すべき宿泊税について、その日から10日以内に申告納入してください。

宿泊のあった月	申告納入期限
3月分、4月分、5月分	6月末日
6月分、7月分、8月分	9月末日
9月分、10月分、11月分	12月末日
12月分、1月分、2月分	3月末日

<適用開始月の注意点>

- ・承認後、適用開始月(3月、6月、9月、12月のいずれか)を記載した「承認通知書」を送付します。
- ・承認通知書に記載の適用開始月は、上記の表の「宿泊のあった月」を指します。
- ・適用開始月以前の申告納入期限は、原則どおり宿泊のあった月の翌月末日です。

※具体的な手続きについては、「本部町宿泊税徴収の手引き」をご確認ください。

(4) 宿泊がない月についても、納入申告書の提出は必要ですか。

申告すべき税額が0円の場合も、納入申告書の提出が必要です。

(5)月をまたぐ連泊の場合は、連泊の初日に宿泊数をまとめて集計してもよいですか。

宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただきますので、月をまたぐ連泊の場合は、例えば4月30日分を4月分に、5月1日分を5月分に、というように分けて計上してください。

(6)宿泊者が旅行業者を通じて宿泊料金を払った場合、旅行業者からの入金に1～3か月ほどかかるが、翌月に宿泊税を納入する必要があるのでしょうか。

宿泊税は、宿泊料を徴収した日ではなく、宿泊行為があった日が属する月に計上していただき、その翌月に申告をしていただくことになります。事前振込日と実際の宿泊日が月をまたぐ場合や、旅行業者からの振込が翌月になる場合も、宿泊日が属する月の翌月に申告納入をしていただきますようお願いいたします。

7 お問い合わせ先

名称	住所	電話番号	担当
本部町役場	〒905-0292 沖縄県本部町字東 5 番地	0980-47-2417	住民課 住民税班

令和8年3月 初版作成

編集・発行 本部町住民課